

令和3年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人ウイズユー
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和3年11月1日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	「千代作業所の施設長」の職に選任される職員は重要な役割を担う職員であり、理事会の決議により選任する必要があるが、理事会の決議によらず施設長を選任していた。については、適切に選任すること。（社会福祉法第45条の13）	令和3年6月29日開催の理事会により千代作業所施設長の選任について説明は行っていたが、理事会の決議を得ていなかった。よって、令和3年12月17日開催の理事会において千代作業所施設長の選任について、令和3年6月29日付に遡及して決議を得た。
2	A株式会社との業務委託変更契約書（令和2年7月1日）について、A株式会社の代表取締役であるB氏は貴社会福祉法人の理事でもあるため、この契約は利益相反取引にあたるが、理事会において承認の決議が行われていなかった。については、適切に理事会の決議を行うこと。（社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項）	A株式会社との業務委託変更契約については、令和3年12月17日開催の理事会において、この契約の利益相反取引相手にあたるB理事が決議に加わらない形式で決議を得た。

※内容については一部表現を変更し、要点を掲載しております。